無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十二月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都台東区谷中四―三―二七

一、墳墓等の名称　願神院墓地内

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　西山家（西山富子）、松本家（松本吉助）

一、改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中四―三―二七　宗教法人願神院　代表役員　児玉　文晃

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第一項及び城南町中央土地区画整理組合定款第八条の規定による城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業に係る賦課金額明細書は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

賦課金額通知書（平成二十三年度分及び平成二十四年度分）

平成二十三年八月二十一日開催の第八回城南町中央土地区画整理組合通常総会において可決確定した賦課金について、納付すべき金額及び納付期限を次のとおり通知します。

一　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに賦課金額

(一)　氏名　岩永　善喜
　　賦課住所　不詳
　　賦課金額　金五八、〇五一円

(二)　氏名　林田　忠治
　　賦課住所　不詳
　　賦課金額　金一、四二七円

二　納付期限
　平成二十五年一月三十一日

三　納付先金融機関
　肥後銀行隈庄支店
　普通預金　一四五二七八
　口座名　城南町中央土地区画整理組合　理事長　甲斐　一行

以上

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、熊本市長に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、城南町中央土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記二の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、城南町中央土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

賦課金額明細書及び賦課金額通知書の原本について

賦課金額明細書は掲載を省略し、賦課金額通知書の原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを組合掲示板（熊本市南区城南町今吉野二三三四番地二）及び熊本市役所掲示板（熊本市中央区手取本町一番一号）に掲示しております。

平成二十四年十二月二十一日

熊本市南区城南町今吉野二三三四番地二
施行者　城南町中央土地区画整理組合
理事長　甲斐　一行

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 12 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①あんしんトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1029号　④横田健治　埼玉県さいたま市南区曲本３丁目13番20号　⑤あんしんトラベル本店営業所　埼玉県さいたま市南区曲本３丁目13番20号　⑥平成20年９月19日　⑧平成24年11月22日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市南区曲本３丁目13番20号　横田健治

Ｂ　①有限会社トラベシア　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6009号　④有限会社トラベシア　東京都大田区南千束３―14―16　取締役　渡邊知美　⑤本店　東京都大田区南千束３―14―16　⑥平成20年３月４日　⑧平成24年11月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都大田区南千束３―14―16　有限会社トラベシア　取締役　渡邊知美

Ｂ　①株式会社上海エクスプローラー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5634号　④株式会社上海エクスプローラー　東京都目黒区大橋一丁目10番１号プリズムタワー207　代表取締役　村越映子　⑤本社営業所　東京都目黒区大橋一丁目10番１号プリズムタワー207　⑥平成17年７月８日　⑧平成24年11月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都目黒区大橋一丁目10番１号プリズムタワー207　株式会社上海エクスプローラー　代表取締役　村越映子

Ｂ　①株式会社バランスハーツ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2466号　④株式会社バランスハーツ　大阪市住之江区粉浜三丁目15番９号　代表取締役　中屋敷誠　⑤本社営業所　大阪市住之江区粉浜三丁目15番９号　⑥平成20年６月19日　⑧平成24年11月29日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市住之江区粉浜三丁目15番９号　株式会社バランスハーツ　代表取締役　中屋敷誠

Ｃ　①西日本旅行業協同組合　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2571号　④西日本旅行業協同組合　大阪市西区江戸堀１―４―23　代表理事　熊代紘一　⑤本社営業所　大阪市西区江戸堀１―４―23　⑥平成22年９月24日　⑨平成24年11月29日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区江戸堀１―４―23　西日本旅行業協同組合　代表理事　熊代紘一

Ｃ　①株式会社ＣＯＳＭＯ　Ｔ（ノーブルツアー）　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―392号　④株式会社ＣＯＳＭＯ　Ｔ　東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズ森タワー34階　代表取締役　盧康九　⑤西日本支店　広島県広島市中区立町１―20ＮＲＥＧ広島立町ビル604　⑥平成21年４月８日　⑨平成24年11月７日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズ森タワー34階　株式会社ＣＯＳＭＯ　Ｔ　代表取締役　盧康九